

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のBに労働保険事務を委託し、労災保険法第35条の規定に基づく第二種特別加入者として承認を受けていた。
- 2 請求人は、○年○月○日、普通貨物自動車を運転して現場に向かう途中、信号で停止していたところ、普通乗用自動車に追突され負傷した（以下「本件事故」という。）。請求人は、同日、C医療機関を受診し、「外傷性頸部症候群」（以下「原傷病」という。）と診断され、同年○月○日まで通院加療を受け、同日をもって同医療機関への通院を中断し、D施術機関において施術を受け続けたが、同年○月○日の施術を最後として、通院を中止した。
- 3 その後、請求人は、原傷病が再発したとして、○年○月○日から複数の医療機関等を受診し、同日以降の治療に係る療養給付を監督署長に請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。  
請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却し、請求人は再審査請求をしなかったため前回処分は確定した。
- 4 本件は、請求人が、障害給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が、○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として、本件再審

査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

請求人に残存する障害は本件事故によるものであると認められ、障害等級に該当する障害であると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会の事実認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、①障害を評価すべき症状固定日は○年○月○日ではなく○年○月○日であること、②症状固定日の時点において、吐き気、めまい、頭痛、左首、背中及び肩の痛みが残存し、少なくとも障害等級第14級に該当する旨主張することから、以下、検討する。

ア まず、請求人の症状固定日について検討する。D施術機関の○年○月○日の施術録の「頸背部違和感なし」という記載から、請求人は同日において痛み及び違和感もともに消失していたことが確認でき、その翌日の同月○日から請求人が同施術機関を再度受診する○年○月○日(以下「再受診日」という。)までの約○年○か月の間、請求人が医療機関等を受診した事実は確認できず、請求人は「その後いったん良くなったと思い、治療をストップした」、「首や背中の痛みはほぼ治まっていた」としていることから、当審査会としては、請求人の原傷病は、○年○月○日時点で症状固定の状態にあったものと判断する。

イ また、請求人は、原傷病が、○年○月頃、再発した旨主張するが、再受診日以降の請求人の症状について、E医師は、意見書において、要旨、「事故当初の所見とは違うこと、症状発現までかなり時間がたっていることから、因果

関係は否定的」と述べ、F医師も「関係は不明」とし、G医師及びH柔道整復師も同旨の見解を述べており、いずれの医師等も原傷病との因果関係については否定的ないし不明としていることから、当審査会としても、請求人の再受診日以降の症状と原傷病との間に相当因果関係は認められず、他の再発要件の検討をするまでもなく、請求人の上記主張は、失当であると判断する。

なお、請求人は、○年○月○日付けI大学のJ医師の診断書を提出しており、同診断書において、同医師は、要旨、請求人について、症状の改善をみた後、約○年○か月経ってから再燃し、しかも従前なかった頭痛も併発するという経過をたどった旨述べるものの、そのような経過をたどったと判断すべき医学的な理由や検査結果などを何ら示していないことから、同医師の見解は採用することができない。

(2) 以上のとおり、請求人に残存する障害を評価すべき症状固定日は、○年○月○日であるから、同時点の障害の状態、程度について検討する。

同日における請求人の症状については、前記(1)アにおいて既にみたように、痛み及び違和感もともに消失していたと認められることから、当審査会としては、障害等級として評価すべき障害は残存していなかったものと判断する。

なお、請求人は、E医師の○年○月○日付け診断書にあるとおり、肩関節の外転の可動域の範囲が90度であり、参考可動域の180度と比べ狭く悪い状態である旨主張するが、同診断書を始め各医師等の意見書をもみても、両肩の関節可動域に制約を生じ得る原因となるべき骨折や脱臼等の器質的損傷や末梢神経麻痺などは所見されていないことから、請求人の主張は採用することができない。

そうすると、当審査会としては、監督署長が障害給付を支給しないとした処分は、妥当であると判断する。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。